

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

30,415円

2 賠償の相手方



令和8年8月5日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和8年4月16日（木）午前10時頃

(2) 発生場所

秦野市萩が丘4番10号地先

(3) 事故の状況

■■■■さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道萩が丘8号線内で後退した際、グレーチングが跳ね上がり、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

100パーセント

位置図

報告第 17 号資料



縮尺 1 : 1500

